



センターの歩みとこれから

尾張東部成年後見センター長 住田 敦子

風薫る新緑の季節、会員および関係者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。尾張東部成年後見センターは今年5年目を迎えます。

振り返ってみますと、平成23年10月開設当時は職員3名で始まりました。何も無いところからのスタートであったため、電話や車のリース契約から、パソコンの購入、ペンや紙の発注まで一つずつ揃えてきました。

開設初日には第1号の相談者として行政の生活保護担当職員さんが「この日を待ってました〜！」とセンターの扉を開けて入って来られたのがとても印象的です。生活保護を受給している方が判断能力不十分なため、通帳の管理が難しく大変困っているとのことでした。ご本人とお会いし、関係者と協議をしてすぐに市長申立をしていただきました。その後、センターで後見人として受任させていただき、今もお元気に暮らしておられます。

センターによる後見等受任者数は現在までに約50名となりました。お一人ずつの出会いを大切に、センターの理念である「ゆたかに生きる権利をまもる」ことの実践を目指してきました。ご本人にとってのゆたかさとは何か、丁寧に本人と向き合い、寄り添いながら関係者と共に、お一人ずつのゆたかさの支援を積み重ねてきたと思います。

数年間の間に、すでにお亡くなりになった方もおられます。最後のお骨上げや永代供養まで行ってきたことも少なくありません。人生の最後の数年間の関わりから、人生を歩むことの意味を教えてくださいました。

これからも、「ゆたかに生きる権利をまもる」の理念のもと地域における権利擁護活動に取り組んでいく所存です。

平成27年度は国が推進する市民後見人養成の取組を始めました。成年後見制度に関する知識を修得された市民が、身近な地域での後見活動を展開することに大きな期待を寄せています。市民後見人は市民感覚を持って、週1回程度の訪問を基本活動とするきめ細かい支援が特徴です。ご本人にとって自分のことを大切に思い気にかけてくれる市民後見人は、きっと心強い存在となることでしょう。

認知症になっても障害があっても、地域で暮らし続けることができるよう成年後見制度を活用していただけるよう努めて参ります。

会員の皆様および行政、関係者の方へこれまでのご支援に感謝申し上げますと共に、これからも一層のご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。



加藤理事長(前列中央)と後見センター職員

平成27年度実績報告

平成27年度

活動計算書

平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

(単位:円)

(1) 相談・後見業務

平成27年度の相談状況及び法人後見受任の状況は、つぎのとおりです。

相談件数

区分	実人数	相談者区分	相談者数
認知症	169	本人・親族・知人	1129
知的障害者	31	行政・相談機関等	1442
精神障害者	36	その他関係機関	786
その他	83		
合計	319	合計	3357

*相談件数は3066件

法人後見受任状況

対象者種別	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	7	1	5	5	2	1	21
知的障害	1	1	2	2	2	0	8
精神障害	3	1	0	3	0	2	9
高次脳機能障害	2	0	1	1	0	0	4
合計	13	3	8	11	4	3	42

援助方法区分	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
電話	3029	526	887	1691	880	69	7082
訪問	1297	281	779	941	425	112	3835
来所	50	19	37	244	116	37	503
FAX	115	2	61	85	58	1	322
メール	38	323	10	189	3	0	563
郵送	814	101	571	434	232	103	2255
同行	71	1	29	61	80	1	243
電子連絡帳	0	0	18	0	0	0	18
その他	7	2	2	26	1	0	38
合計	5421	1255	2394	3671	1795	323	14859

(2) 研修事業

①行政・福祉関係職員向研修会 7/15

豊明市商工会館 59人

②住民学習会

民生委員、地域包括支援センター、障害者施設、親の会、ボランティア団体等の依頼を受け地域に出向き、成年後見制度の説明やその活用についての学習会開催 10回

③住民のための成年後見サポーター養成講座

尾張旭市中央公民館 11/7・14

(2週連続研修) 29人

(3) 啓発事業

①第1部：講演会「成年後見制度における市民後見人の意義」 第2部：パネルディスカッション「成年後見制度利用の地域における現状と課題」 講師：岩間伸之教授 尾張旭市スカイワードあさひ 136人

②講師派遣

圏域内外の各種団体からの依頼に応じて講師を派遣しました。(春日井市・小牧市・司法書士会) 全11回

(4) 適正運営委員会の開催

隔月第4水曜日 14時30分から全7回開催し(臨時開催を含む)、法人受任の審査、受任ケースへの助言等。委員：学識経験者、弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士、保健所、地域包括支援センター、各市町関係課長(合計13名)

科	目	金	額
I	経常収入の部		
	経常収益		
	1. 受取会費		
	1) 受取入会金	131,000	131,000
	2) 受取会費		
	2. 受取寄付金		
	1) 受取寄付金	100,000	100,000
	3. 受取助成金等		
	1) 民間補助金		0
	2) 国・地方補助金		
	4. 事業収益		
	1) 成年後見事業収益	30,350,716	
	2) 成年後見監督事業収益	0	
	3) 社会福祉サービス援助事業収益	0	
	4) 研修啓蒙啓発事業収益	272,211	
	5) 交流連携促進事業収益	0	
	6) その他事業収益	0	30,622,927
	5. その他収益		
	1) 受取利息配当金	2,375	
	2) 雑収入	17,000	19,375
	経常収益計		30,873,302
II	経常費用		
	1. 事業費		
	(1) 人件費		
	給与手当	6,709,798	
	雑給	9,642,206	
	賞与	1,552,000	
	法定福利費	2,393,994	
	福利厚生費	639,332	
	人件費計	20,937,330	
	(2) その他経費		
	旅費交通費	318,594	
	通信費	495,769	
	交際費	16,660	
	会議費	13,510	
	減価償却費	202,608	
	リース料	1,662,788	
	保険料	69,080	
	修繕費	270,147	
	水道光熱費	0	
	市民後見人関連費	335,025	
	消耗品費	1,039,735	
	租税公課	1,154,400	
	報酬費	388,800	
	謝金	752,480	
	支払手数料	52,722	
	新聞図書費	54,618	
	申立諸費	32,600	
	職員研修費	127,948	
	講座諸費	174,015	
	雑費	128,768	
	その他経費計	7,290,267	
	事業費計		28,227,597
	2. 管理費		
	(1) 人件費		
	役員報酬		
	給料手当	2,340,959	
	賞与	468,000	
	法定福利費	436,740	
	福利厚生費	401,670	
	人件費計	3,647,369	
	(2) その他経費		
	通信費	18,812	
	会議費	1,251	
	減価償却費	62,989	
	地代家賃	388,380	
	水道光熱費	38,136	
	消耗品費	29,700	
	諸会費	12,000	
	報酬費	457,920	
	謝金	250,000	
	その他経費計	1,259,188	
	管理費計		4,906,557
	経常費用計		33,134,154
	税引前当期正味財産増減額		△2,260,852
	法人税・住民税及び事業税		71,430
	当期正味財産増減額		△2,332,282
	前期繰越正味財産額		5,543,431
	次期繰越賞味財産額		3,211,149

市民後見推進事業について

市民後見人の定義：「市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。」

（「尾張東部圏域における市民後見人等に関する報告書」より）

◆事前の取組み

まず、平成 27 年 2 月 5 日運営協議会において、「市民後見人推進事業における行政の役割」と題して司法書士松尾健史氏（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート所属）にご講義いただきました。

また、平成 27 年 4 月 18 日には成年後見セミナーにおいて「成年後見制度における市民後見人の意義」と題して、大阪市立大学大学院教授 岩間伸之氏にご講演いただき、市民後見人が活躍している先進地の大阪市の様子をお聞きすることができました。

その後、8 月から 10 月にかけて尾張東部圏域における市民後見人等に関する検討委員会を

開催しました。委員は学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、瀬戸市社会福祉協議会、日進市西部地域包括支援センター、行政（5 市 1 町）で構成され、8/3、8/6、9/15、9/25、10/5、10/19 の 6 回にわたり、尾張東部圏域における市民後見人推進事業について話し合いを行いました。なお、8/6 は大阪市成年後見支援センターの視察に行っていました。その検討委員会の内容は「尾張東部圏域における市民後見人等に関する検討委員会 報告書」にまとめました。

◆第 1 期市民後見人養成研修説明会

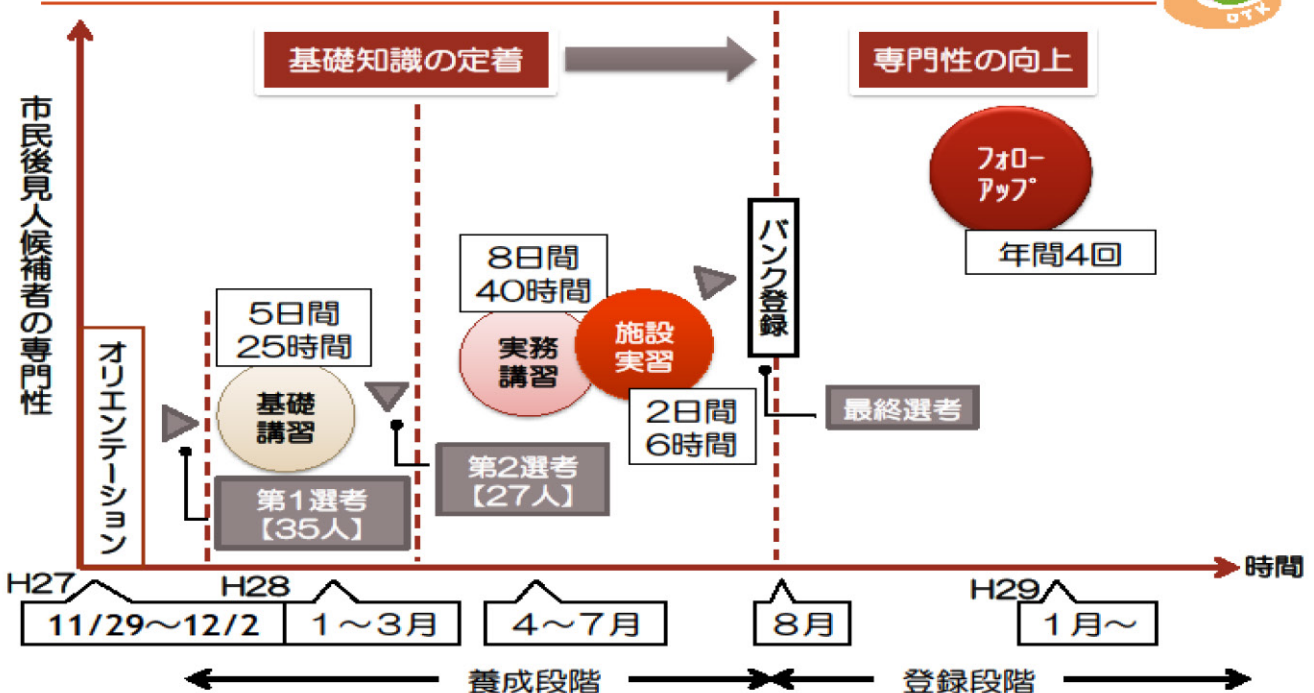
11/29（日）、12/2（水）

日進市中央福祉センターにおいて、市民後見人の役割についての講演と第 1 期市民後見人養成研修の概要等の説明を行いました。両日通して 96 名の参加をいただきました。

◆第 1 期市民後見人養成研修

1 月から 3 月にかけて基礎講習を 5 日間 25 時間、4 月から 7 月にかけて実務講習を 8 日間 40 時間、施設実習 2 日間 6 時間の日程です。基礎講習の受講生は 34 名で、そのうち 27 名が実務講習に進まれています。最終的には市民後見人バンクに登録し、成年後見人として活動していただく予定です。

市民後見人候補者養成の流れ



職員からのメッセージ

住田敦子・・・職員がお互いを尊重し、一人ずつの笑顔が輝く職場を目指します。

森本光・・・・・・3年目となりました。力不足な面が多く、皆さんに助けられながら日々業務に取り組んでおります。今年もより一層頑張ります。

飯島聡子・・・・・・小さな石を積み上げるように支援のひとつひとつを大切にしていきたいと思えます。

當目眞緒・・・・・・日々の経験の積み重ねが支援にいかされるよう努力します。

瀧本由美・・・・・・今年度より入職いたしました。皆さんに教えていただきながら一日も早くお役にたてるよう頑張ります。

石井友子・・・・・・今年は市民後見人養成研修の担当という大役を何とか頑張る予定です。

杉江幸子・・・・・・初心を忘れず、今できることを一生懸命やろうと思えます。

岩崎教子・・・・・・自分の出来ることで皆さんのお役に立てるように努力していきたいと思えます。

佐々木ひろみ・・・分からないことだらけですが、努力していくつもりです。



今年度の研修案内

- ◆ 行政・福祉関係職員向け研修会
7/13(水) 14:00~16:00
瀬戸市文化センター
- ◆ 住民のため成年後見サポーター養成講座
11/5(土)・11/12(土)の2日間
長久手市 福祉の家

会員募集

特定非営利活動法人尾張東部成年後見センターの会員になって、法人を支えてください。

行政から委託された事業の範囲は、限られています。会費収入などの自主財源により自主事業にも取り組み、さらに地域の権利擁護の推進に取り組んでいきたいと考えていますので、ぜひ、応援してください。

個人正会員 105千円/年

法人正会員 101万円/年

賛助会員 103千円/年

(振込先)

①三菱東京UFJ銀行 日進支店

普通 0076099

(特非)尾張東部成年後見センター

理事長 かとうよしこ 加藤佳子

②ゆうちょ銀行 振替口座

番号 00830-6-109711

名義 特定非営利活動法人

尾張東部成年後見センター

※送金にあたっては、氏名・連絡先がわかるようにしてください。詳しくは、お問い合わせください。

電話 0561-75-5008

Fax 0561-75-5088

(編集後記)

1年を振り返ると大変忙しい日々でした。

相談件数も後見受任件数も増え、それに伴って職員数は今年の4月から9人になりました。1人の力では解決できない内容も複数のメンバーで考えると容易に解決できるということもたくさんあり、チームの力の大きさを感じます。後見センターの職員一同、今年もがんばっていきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。(文責 石井)

